令和９年度社会福祉施設等施設整備国庫補助協議（障害福祉）協議要領

１　対象事業

(1) 共同生活援助事業所の整備　（整備対象施設数は最大で４ユニット）

以下のアからイのすべてに該当し、自己所有（着工までに取得見込み含む）の土地または建物に対する整備であること。

ア　整備対象事業所(以下、事業所)の所在地は、原則、市街化区域内であること。

市街化調整区域での立地については、下記①②のいずれかの要件を満たすことに加え、申請地から半径５００m以内に５０世帯程度以上若しくはコンビニ、スーパー等の生活必需品を取り扱う店舗等がある場合は、その立地を認める。

①　市街化区域から直線で２ｋm以内の調整区域内の申請地

②　①の区域から幅員４m以上の道路で接道している申請地又はそれら幅員４m以上の道路から半径１００m以内で幅員２m以上の道路で接道可能な申請地

イ　事業所の所在地は、以下の区域外であること。

区域	確認先
土砂災害特別警戒区域	愛媛県のホームページ「えひめ土砂災害情報マップ」で確認
急傾斜地崩壊危険区域	愛媛県中予地方局河川砂防課（909-8774）で確認
地すべり防止区域	

(2) 令和８年１０月９日付厚生労働省社会・援護局事務連絡「令和８年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る追加協議等について」（以下「国事務連絡」という。）及び令和８年２月５日付こども家庭庁成育局長通知「令和８年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」（以下「局長通知」という。）によること

※但し、創設は共同生活援助事業所のみ。増築は不可。

２　対象法人

(1) 法人自らが整備し、指定を受けて直接事業を運営する法人であること。

(2) 協議書を提出する月末時点で、松山市内で障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援事業のいずれかを３年以上継続して運営していること。

(3) 直近３か年の決算で、損失（当期純損失、当期活動増減差額のマイナスなど）が生じていないこと。

(4) 事業が開始され収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の１２分の２以上に相当する現金や預貯金を自己資金として確保しているとともに、施設整備後の初年度を除き収支が黒字となるなど、安定した事業所運営が確実と見込まれること。

(5) 実地指導の結果が良好であり、行政処分を受けたことがないこと。

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　（平成１７年法律第１２３号）第３６条第３項の欠格事項に該当しないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成３年法律第７７号)第２条第２項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。
(8) 事業を確実に遂行できる経営基盤が整っていること。
(9) 国税及び県税・市税等の滞納がないこと。

3　補助率等

補助率は、原則、補助対象経費の４分の３ですが、整備内容によって上限があります。「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下、「国交付要綱」) をよく確認しておいてください。補助単価、補助率は見直されることがあり、今後、補助金額が変わる場合があります。

4　審査内容、方法

(1) 本審査で決定するのは、国庫補助協議対象とする整備計画の決定であり、各法律上の制限・許認可、事業者の指定、補助金の交付を決定するものではありません。
(2) 共同生活援助事業所の整備事業については、別紙「令和９年度社会福祉施設等施設整備国庫補助協議（障害福祉）評価項目・着眼点」に示す点について審査し、国へ協議を行います。
(3) 提出された書類での審査のほか、必要に応じてヒアリング、現地確認を実施します。
(4) 審査の結果、規準に満たない、不適格な案件など、適当でないと判断した場合は国に対して協議を行いません。

5　留意事項

(1) 国交付要綱等関係資料をよく確認すること。
障がい者：「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」
障がい児：「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」
(2) 既存建物の活用による事業については、建築基準法に基づく検査済証及び当時の図面が保管されているとともに、本補助事業で耐震化整備以外の事業を行う昭和５６年以前の建物の場合は、耐震診断の実施等、耐震性に問題ないことが確認されていること。
(3) 整備計画は単年度とし、年度内に事業完了予定のものであること。工事契約済み等、既に着手している計画は対象外です。
(4) 補助事業で整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等がかかります。
(5) 応募に関し必要な費用は、応募者負担です。
(6) 提出された書類は返却しません。
(7) 提出期限後は、合理的な理由がある場合を除き、仕様変更、書類の差替え、再提出は認めません。
(8) 提出された書類に虚偽記載があった場合は、申し込みを無効とし、所要の措置を講じる事があります。
(9) 国庫補助が実施されない案件に対し市の単独補助は行いません。資金計画等の策定に

当たっては補助金の大幅な減額、不交付も考慮し、対応できるようにしてください。

(10) 国庫補助内示額が、国交付要綱の規定により算出した交付見込額を下回った場合、補助金の交付額は、国庫補助内示額に応じて算出した市補助金が上限となります。

(11) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出ください。

(12) 建設工事の契約は、国交付要綱第２－８－（６）－コの規定により、松山市が行う公共工事に準じ、金額などに応じて競争入札等を実施することとなりますが、市から指示するまでは、工事の公告、入札、契約行為等は行わないでください。

(13) 独立行政法人福祉医療機構からの借入を予定している場合は、別途、機構との手続き等について事前協議が必要です。

(14) 次の経費は補助対象外です。

① 外構工事（建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、造園植栽、外灯等）
※平成２８年１１月１８日社援発１１１８第３号厚生労働省社会・援護局通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」及び令和５年８月２２日こ成事第４２９号こども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」による整備は対象とする。

②土地の買収又は整地等に要する費用

③既存建物の買収に要する費用

④職員の宿舎に要する費用

⑤備品関係（机、椅子、パソコン等）

⑥設備（施設の設計に影響を及ぼさない設備、施設に固着していない設備）

⑦不動産登記関係手数料

⑧各種申請手続費（電力会社、水道局、消防局等）

⑨その他施設整備費として適当と認められない費用等（租税公課、借地料、住宅瑕疵担保責任保険費等各種保険費等）

6　応募手続き

(1) 計画概要書の提出について

① 提出期限　令和８年１２月１１日（金）　※期限厳守

② 提出書類　令和９年度社会福祉施設等施設整備国庫補助協議（障害福祉）計画概要書

③ 提出方法　下記 URL からご提出下さい

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13282

(2) 審査書類の提出について

① 提出期限　令和８年１２月１８日（金）　※期限厳守

② 提出書類　令和９年度社会福祉施設等施設整備国庫補助協議（障害福祉）提出書類一覧表」に記載の書類（No.1～35）

③ 提出方法　別紙「国庫補助協議書類のまとめ方」のとおり綴り、
「(3) 提出先、問合せ先」へご提出ください。

(3) 提出先、問合せ先

松山市二番町四丁目７番地２　松山市役所　別館２階
指導監査課　総務・施設整備担当
電話：089-948-6867
メールアドレス：seibi-kourei@city.matsuyama.ehime.jp

※問合せ・質問は令和８年１１月１６日まで下記専用フォームで受け付けます。

問合せ用フォームの URL（インターネット)

https://logoform.jp/form/ARpd/1865350

7　スケジュール（見込み）

時期	内容
令和９年　１月～３月	整備計画の審査
令和９年　３月	①松山市から事業者へ審査結果通知 ②松山市が国へ協議書類提出
令和９年　６月～７月	①国から松山市へ補助対象計画の内示 ②松山市から事業者へ内示結果通知
令和９年　９月	事業者から松山市へ交付申請書提出
令和９年１０月	①松山市から事業者へ交付決定通知 ②事業者は計画に着手 ・工事請負業者の募集、入札または見積合せ　※約１か月 ・工事着手　※早くても１０月下旬以降に着手できる見込み
令和１０年３月までに ※工事完了後速やかに	①事業者は各法律の検査、松山市の補助事業完了検査を受検 ②事業者は検査で指摘事項があれば是正 ③事業者から松山市へ実績報告書、請求書提出
令和１０年５月までに	松山市から事業者へ補助金交付　※請求から約１か月